

# 目 次

## 第1章 新計画策定の考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 4 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

## 第2章 食の安全・安心をめぐる課題

- 1 第2次計画の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 食の安心をめぐる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

## 第3章 計画の概要

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 食の安全・安心推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 計画を推進するための関係者の責務と役割・・・・・・・・8
- 4 第3次計画における重点取組・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 5 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

## 第4章 食の安全・安心確保のための取組

- 1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保
  - (1) 生産段階における安全・安心の確保
    - ① 安全・安心な農産物（林産物を含む）の生産及び供給・・・・・・・・12
    - ② 安全・安心な畜産物の生産及び供給・・・・・・・・14
    - ③ 安全・安心な水産物の生産及び供給・・・・・・・・15
    - ④ 生産出荷段階における農畜水産物の検査・・・・・・・・17
  - (2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保
    - ① HACCP による自主管理体制の推進及び支援・・・・・・・・20
    - ② 食品営業者及び製造施設等に対する監視指導・・・・・・・・21
    - ③ 食中毒予防・・・・・・・・22
    - ④ 流通食品の検査・・・・・・・・23
  - (3) 消費段階における安全・安心の確保・・・・・・・・24
  - (4) 県民からの相談等による立入調査等・・・・・・・・24
  - (5) 認証制度の推進・・・・・・・・25
  - (6) 調査研究等の推進・・・・・・・・28
- 2 食品に関する正確な情報の提供
  - (1) 適正な食品表示の確保
    - ① 関係法令に基づく食品表示の監視指導・・・・・・・・29
    - ② 食品表示に関する普及啓発・・・・・・・・31
  - (2) トレーサビリティシステムの推進・・・・・・・・32
  - (3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供・・・・・・・・32
- 3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立
  - (1) 危機管理体制の強化・・・・・・・・33
  - (2) 食育の推進・・・・・・・・34
  - (3) 食の安全・安心に取り組む農林水産物の PR 及び支援・・・・・・・・36
  - (4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解・・・・38
  - (5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働・・・・・・・・39

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52